

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名
有限会社色設計
(1) 76-000070
(建築関係コンサルタント、補償関係コンサルタント)
- 2 指名停止期間
令和 8 年 5 月 15 日 ～ 令和 8 年 7 月 14 日 (2 か月)
- 3 指名停止措置の範囲
沖縄県が発注する全ての建設工事等 (下請けを含む)
- 4 事実概要
有限会社色設計が受注した北部土木事務所発注の「県道 13 号線交通安全対策事業に伴う物件等調査業務委託 (R7-3)」において、履行期間内に業務を完了することができず、32日間の遅延が生じた。
- 5 指名停止措置理由
本件については、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」第 7 条第 1 項に基づく別表第 1 第 4 号に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
別表第 1 (抜粋)

措 置 要 件	期 間
(契約違反) 4 第 2 号に掲げる場合のほか、県発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 か月以内